

秋田県告示第562号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成25年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成25年12月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成26年3月1日（土）午前10時

(2) 場所

秋田市新屋町字砂奴寄4番地の53 秋田技術専門校 ハードウェア室他

2 受験手数料

(1) 金額

10,000円

(2) 納付方法

受験願書提出の際、相当額の秋田県証紙を証紙納付書に添付して納付すること。

3 受験願書の交付及び受付

(1) 交付期間

平成25年12月13日（金）から平成26年1月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(2) 交付場所

秋田県生活環境部生活衛生課及び住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地为有する者については秋田県秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で交付する。

郵送による交付を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書し、90円切手を貼付した返信用封筒（洋4型—縦23.5センチメートル、横10.5センチメートル）を添えて秋田県生活環境部生活衛生課（郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号）あてに申し込むこと。

(3) 受付期間

平成26年1月9日（木）から同月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受付場所

住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地为有する者については秋田県秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地为有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

4 合格発表

平成26年3月11日（火）午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲示するとともに、合否を受験者に書面で通知する。

5 その他

詳細については、秋田県生活環境部生活衛生課（電話018-860-1592）又は各地域振興局福祉環境部に問い合わせること。